

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	張 麗
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>中国人上級日本語学習者における間接発話行為の理解に関する研究 —不同意発話行為を中心に—</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教授 畑佐 由紀子</p> <p>審査委員 教授 白川 博之</p> <p>審査委員 教授 柳澤 浩哉</p> <p>審査委員 准教授 永田 良太</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究では、慣習性が学習者の間接発話行為の理解に与える影響について、以下の課題を設定し検討した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日中両言語における間接不同意発話行為の慣習性にはどのような特徴があるのか。 (2) 日本語の間接不同意発話行為の慣習性が中国人上級日本語学習者の理解の正確さと速さにどのような影響を与えるのか。 (3) 中国人上級日本語学習者は、慣習的間接不同意発話行為と非慣習的間接不同意発話行為を理解するために、どのような文脈情報を使用するのか。 <p>本論文は、7章で構成される。第1章では、学習者の間接発話行為の理解における問題の所在と本研究の目的と意義を述べた。第2章では、間接発話行為及び慣習性に関する定義、慣習性が母語話者及び学習者の間接発話行為の理解に与える影響に関する先行研究を概観し、本研究の課題を提示した。</p> <p>第3章では、日中両言語の慣習的間接不同意発話行為と非慣習的間接不同意発話行為の特徴について、談話完成テストを用いて調査を行なった。その結果、両慣習的間接不同意発話行為においては、日中両言語で大きな違いは見られなかったが、場面によって、意味構造の使用頻度に違いが見られた。具体的には、「共通認識を定めるための背景知識を提示する表現」が使用される点では両言語で一致していたが、「躊躇を示す保留表現」、「相手の話を繰り返し質問する表現」は、日本語では使用されていたが中国語では使用されていなかった。</p> <p>第4章では、先行研究の問題点を改善し、慣習性が間接発話行為の理解に与える影響について、24名の中国人上級日本語学習者を対象に、語用論聴解テストを用いて検討した。その結果、慣習的間接不同意発話行為は非慣習的間接不同意発話行為より理解しやすく、処理負担が低く反応時間が短いことが明らかとなった。</p>			

第5章では、中国人上級日本語学習者が慣習的間接不同意発話行為と非慣習的間接不同意発話行為を理解するために、どのような文脈情報を使用するのか、どのような文脈情報が使用できないことで理解に困難が生じるのかについて、刺激再生法を用いて検討した。分析の結果、学習者は、慣習的間接不同意発話行為の理解には、主に「キーワード」と「背景知識」を使用していたが、非慣習的間接不同意発話行為の理解には、「キーワード」、「背景知識」、「パラ言語情報」、「話者の意図」を使用していた。さらに、学習者の誤用に対する刺激再生データを分析したところ、慣習的間接不同意発話行為の理解を困難にする主な原因は、「キーワード」がうまく利用できないことにあった。一方、非慣習的間接不同意発話行為においては、学習者の目標言語に関する「背景知識」、「パラ言語情報」が母語話者の知識がずれており、学習者がそれらを把握していないため、誤解が生じていた。

第6章では、第4章の結果について、第2, 3, 5章の結果を踏まえて考察した。慣習的間接不同意は日中両言語間の類似点が多く、中国人上級日本語学習者にとって言語慣習と発語内効力の連結関係を利用することが容易である。一方、非慣習的間接不同意発話行為は、日中両言語間で類似点が少なく、学習者は様々な文脈情報を利用する必要がある。そのため、慣習的間接不同意発話行為は非慣習的間接不同意発話行為より理解されやすかったと考えられる。

本研究では、発話行為の慣習性が、日本語母語話者のみならず、上級中国人日本語学習者の理解速度を速めること、また、学習者においては理解の正確さにも影響することが明らかとなった。これは、慣習性の影響を支持する印欧語の先行研究の結果を支持するものである。このことから、目標言語にかかわらず、慣習性が第二言語学習者の間接発話行為の理解に影響する可能性が示唆された。

本研究は、先行研究では母語、習熟度、慣習性の定義などの統制ができていない様々な要因を緻密に統制し、再検討した点で意義深い。特に慣習性については、先行研究であいまいにされていた定義を整理し、目標言語のみならず母語の慣習性を綿密に分析した点は新しい。また、先行研究で扱われていない理解困難な要因をも検討した点では、新たな知見をもたらした点でも高く評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29年 11月 1日